

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 7 年 3 月総会議事録

期 日 令和 7 年 3 月 10 日 (月)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和7年3月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(10人)

1番 田所 義信		3番 藤川 航
4番 西山 一郎	5番 松江 英幸	
7番 星野 宗広		9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(3人)

2番 中島 隆
6番 宗吉 弘行
8番 中村 明

農地利用最適化推進委員(1人)

材木 幸信

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 三浦 竜治 主任主事 早川 城治

5、事務局長開会あいさつ

議 事 日 程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、 ●●番 ●●委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約について(3件))

その他 地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見徴収について 別紙

事務局長	それでは定刻の時間になりましたので、今から令和7年3月の農業委員会総会を開催いたします。 それでは田所会長、挨拶をお願いします。
会 長	みなさん、こんにちは。 令和6年度最終の農業委員会総会ということになりましたが、ここ数日は暖かい日がつづいておるとおもいます。そういった中でまた天気予報では、また来週くらいから寒くなるというふうに聞いております。体調面には十分気を付けていただきたいと思っておりますし、また農作業はぼちぼち荒田おこしが始まるのではないかとおもいます。そういうことで、農作業についても十分に注意していただきたいと思しますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。。
事務局長	ありがとうございました。 今日は●●さん、●●委員さんより欠席の連絡がありました。本日は農業委員さん13名中10名の出席ですので定数に達しています。総会は成立しています。また、推進委員さん6名中、5名の出席があります。これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長をお願いします。それでは会長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長において指名することに意義ございませんか。異議なしと認め議事録署名委員は●●番●●委員、●●番●●委員をお願いします。 では議事に入ります。 議案第1号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局をお願いします。
係 長	はい。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号1、申請人、譲受人、住所川崎町大字田原●●番地●●、氏名、●●、年齢64、家族構成、人員3、農主1農従1、自作地7236㎡、貸付地はなく、耕作面積7236㎡があります。農機具の状況としては、トラクター、コンバイン、田植え機等を持っています。譲渡人、川崎町大字川崎●●番地●●、●●、年齢50、家族構成、人員1、農主農従はありません。自作地7099㎡、貸付面積はなく、耕作面積7099㎡の農地を持っています。農機具はありません。 土地の所在、大字川崎字天神免、地番、●●番、地目、田、地積、551㎡ほか、合計11筆の7099㎡となっています。通作時間は車で15分、申請理由としましては売買となっています。 この議案は、●●氏の父と●●氏が古くからの知り合いで、●●氏より田んぼを全部買ってもらえないかと相談があり、●●氏が農地の売買は農業委員会の許可を得なければならないことを知ら

		ずに売買してしまい、登記をしようとした時に行政書士さんより農業委員会の許可がなければ登記が出来ないことを知りました。が、既にお金のやり取りをしていることから、行政書士さんに仮登記をお願いし、また●●氏も3年3作を知らなかったため、3年たった今回、3条の申請となりました。現在は仮登記済みであります。●●氏より、今回の申請について農地法を知らなかったため、今後このような事の無いようにしますので今回お願いするというお言葉をいただいております。2月25日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきた。2ページに位置図、3ページに航空写真をつけています。よろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いします。
●●	委員	はい。 補足説明をいたします。2月の25日の日に●●委員と事務局とともに現地確認をいたしました。現地は●●の●●と●●の圃場にあります。まあ、特に問題はないというふうに思います。
議	長	いま事務局および●●委員の補足説明がおわりました。質疑のあるかたは挙手をお願いします。
●●	委員	ないですか。 ●●さんは、いままでこの田んぼはどげしちよったん。だれか作ってもらいよったん。
議	長	一応、作ってもらいよう部分もある。いいですか、他に
●●	委員	家族構成は1で書いてある。家族構成がね1と言う事は独身という事よね。
議	長	結婚してない。独身。
●●	委員	うちも男が1人、うちもみんな売ってしまおうかな。
議	長	ほかに。では無いようですのでお諮り致します。 議案第1号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。
		はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第1号番号1、農地法第3条の規定による許可申請については原案通り承認といたします。
		続きまして議案第1号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明方をお願いします。
係	長	はい。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号2、申請人、譲受人、住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、年齢55、家族構成、人員2、農主1、農従1、耕作面積は持っていません。農機具の状況は、トラクター、コンバイン、田植え機等を持っています。 譲渡人、福岡市中央区小笹4丁目●●番●●号●●団地●●号、氏名、●●、年齢48、家族構成、人員1、農主、農従はありません。耕作面積、自作地8007平米。貸付地はなく8007平米の耕作面積を持たれています。農機具の状況は何も

持っていません。土地の所在、大字安真木字苗代田、地番、●●番●●、地目、田、地積、1351平米ほか9筆の合計8007平米となっています。通作時間、自動車で3分、申請理由は贈与となっています。この議案は、令和4年3月の議案で、●●の●●氏より●●氏が贈与により譲り受けた土地です。

この議案も、譲り受けて3年たったため今度は●●氏より●●氏へ譲り渡すこととなったため、3条申請となりました。●●氏はもともと●●氏の会社の方で、●●氏が●●氏より譲り受けた土地を3年間、●●氏が管理してきました。

この管理してきた土地すべてを今度は贈与により●●氏へ譲渡すものです。

2月25日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきた。5ページに位置図、6ページに航空写真をつけています。よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●● 委員 議長。2月の25日に●●委員、それから事務局と現地を確認しに行きました。場所は●●から●●に抜ける、●●と言う所があるんですけど、そのちょっと上の方で県道より右下の農地であります。地目は田んぼの方が多いんですけど、田んぼはもう水が取れないという事で、今は畑の状態であります。

きれいに草も刈っておりまして、なにも問題はないと思います。

審議の方をよろしくお願いします。

議 長 事務局説明および●●委員の補足説明が終わりました。

●● 委員 これに対して質疑のある方、挙手をお願いします。

●● 委員 はい。

ちょっと、令和4年度の経緯ですけど●●さんと言う方が●●さんに贈与したんですよね。これは、どういう理由やったんですかね。

係 長 私はその時いなかったんで、はい。すみません。

●● 委員 ●●さんはこの土地の娘です。もともと、ばあちゃんがひとりで住んでたんですけど。

●● 委員 もともと所有者の娘さん。

●● 委員 そうです。●●のほうに住んでいるのかな。

向こうで土地とかも持っているんで、こっちにいないんです。

それで。

●● 委員 ●●さんに贈与したと。

議 長 ●●さんと●●さんちゅうのは、どういう間柄なん。

●● 委員 ●●さんは福岡のなんか、小麦を作るとか言って買ったんですよ、確か。有機農法で、そういう小麦を作るとかいう事で、土地を貰ったような感じ。

議 長 それじゃあ、関係はまったく赤の他人。

●● 委員 他人です。福岡のなんか会社ですね。

●● 委員 で、その●●さんが今回、●●さんに贈与ようになった経緯ち

係 長 ゆうのは。
 はい。●●さんが福岡市のほうにおられてですね。こっちの方に
 いつも来れないということで、●●さんにずっと管理をしてもら
 ってたんですけれども、もう全然手が届かないんで、●●さんに
 そのままあげましょと、今まで管理してくれたんでということ
 で。
 ●●さんが管理。
 係 長 はい。●●さんが作らずに、●●さんがずっと作ってたと。
 ●● 委員 田んぼも。
 係 長 田んぼと畑もあったんですけれども、田んぼはほとんど水がひけ
 ないんで畑として利用してきたと。
 ●● 委員 ということは、麦とか作る。
 係 長 じゃあなくてですね。みかん、かぼす。
 ●● 委員 かぼすか柚子か。
 係 長 柚子か。そういうのをなんか植えちょうみたいですよ。
 ●● 委員 柑橘を。だいたい全面的に。
 係 長 いや全面的にじゃなくて、上の方。上のほうと言うのもおかしい
 ですね。
 ●● 委員 上の方は水が足らんき。
 係 長 で、下の方は。
 ●● 委員 これあれやろ。●●ちゃんがた田んぼのとなりやろ。
 草切るだけで何も作ってないが。
 前の時は自分たちが向こうに行くっちゅうことで納得したけど。
 計画的やない、これ3年たって。あっちがしよったか知らんけ
 ど。
 もともと、これ太陽光がつくっちゅうことで最初話が出たんよ
 ね。でも、太陽光をせんずくその人に渡したんよ。
 前の時言うたやん。もしかしたら太陽光がつくかもわからんき、
 それじゃあね。
 このまま、農地として使用するかどうかたい。
 議 長 現地確認したところは今、田を作りよう。
 ●● 委員 作りよない。
 ●● 委員 きれいに草は刈っておりますので畑としてはすぐ出来ると思いま
 す。
 ●● 委員 管理はしよう。
 議 長 いま●●委員がいった下の方の●●番と●●番は、このふたつは
 田んぼ作りよらんかな。
 ●● 委員 いや、全然作ってないよ。
 議 長 ●●番か。
 ●● 委員 10町、一反なんぼあるとやろ。合計2反半ぐらい。なにも作っ
 てない。
 ●● 委員 ただ草刈るだけやろ。
 ●● 委員 作ってはないけど、管理はしよう。
 議 長 管理はしよう、確かにね。

ここみたら、トラクター、田植え機、コンバインを所持しようきね。ここは農地で田を作りようかと思ひよったけど。ちょっと、なしやか川崎町のトラクターですきよったが。

●● 委員 川崎町のトラクター、結婚する前ですか。

●● 委員 売ってから、譲渡してからね。

●● 委員 ●●たちがしよったが。それであそこでパンクしよったきたい。最近結婚した。

●● 委員 それはたぶん結婚する前の話ですよ。いま結婚して●●になっちゃん。

●● 委員 やき、あと、ちゃんとするやかどうかたい。

で、これ水路も良うしてもろちょうきね、事業課から。やっと工事が済んでると思うけど。

柚子植えちょうというのは、県道の上まできね。

また、3年たってなんかするんやないかいね。

農地として使用すればいいけど、その分、管理がね。どういうふうにするか。

議 長 誰か、ほかありますか。

では、無いようですのでお諮りします。議案第1号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第1号番号2、農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第2号番号1、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明方をお願いします。

係 長 はい。議案第2号番号1、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番地●●、氏名、●●、譲渡人、住所、川崎町大字池尻●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字池尻字原田、地番●●番●●、登記地目、田、地積、475平米、申請理由は売買です。申請目的としては資材置き場となっています。

この議案は●●氏が●●氏のこの土地の横にアパートを建てている時に知り合いになり、●●氏より●●氏に今回の農地を買ってもらえないかと相談され、●●氏は●●の●●工業という会社の代表取締役であることから●●工業の資材置き場として利用できると思い今回の申請となりました。

2月26日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきた。8ページに位置図、9ページに航空写真をつけています。

議 長 よろしく願いいたします。

●● 委員 はい。事務局より説明が終わりました。現地確認に行った●●委員、補足説明をお願いいたします。

●● 委員 どこになにがあるか、判りませんが2月25日の9時に事務局と、農業委員の●●さんと私、●●と3人で現地を確認しました。写真でもわかるように、道路と住宅に囲まれていて、たぶん

議	長	あんまり田は作っていなかったんじゃないかなと思いますが、農地法第5条第1項の規定による許可をしてもなんら問題がないように思われます。よろしくお願いします。
●●	委員	はい。事務局および奥委員の補足説明が終わりました。質疑のある方、挙手をお願いします。
係 議	長 長	はい。ちょっとこの●●さんという人の名字の字はこの●●じゃなくて●●の●●にもう1回重ねるあれじゃないですかね。
		すいません。ああ、本当。間違えていました。
		他にご質問ないですか。
		では無いようですのでお諮りいたします。議案第2号番号1、農地法第5条による許可申請について承認することに賛成する方は挙手
		をお願いします。
		ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第2号番号1、農地法第5条による許可申請について原案どおりと承認し、県へ進達いたします。
		続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出、合意解約について事務局説明お願いいたします。
係	長	はい。
		報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出、合意解約、番号1、賃貸人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎字平田、地番、●●番、地目、田、地積、4020平米、契約の期間、令和3年11月20日より令和8年11月19日までの5年間、権利の種類、基盤強化促進法による利用権です。解約理由は耕作者の変更となっています。
		続きまして、番号2、賃貸人、住所、川崎町大字川崎●●番地●●、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎字野中、地番、●●番●●、地目、田、地積980平米ほか3筆の、合計7659平米、契約の期間、令和5年5月20日から令和10年5月19日までの5年間、権利の種類は基盤強化促進法による利用権、解約理由としましては耕作者の変更となっています。
		続きまして、12ページの方を開けてください。
		番号3、賃貸人、住所、川崎町大字田原●●番地●●、氏名、●●ほか1名の共有名義となっています。賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎字早稲田、地番、●●番●●、地目、田、地積、1183平米、契約の期間、平成28年11月20日から令和18年11月19日までの10年間となっています。権利の種類が基盤強化促進法による利用権、解約の理由は、賃借人の事情による強い希望のためとなっています。要は、●●氏がですね、手が回らないのですいません解約させてくださいということで今回の合意解約となりました。以上です。

議	長	はい。いま事務局の説明が終わりましたが、この件については報告だけですのでお諮りすることはありません。
●●	委員	ちょっといいですか。公文書やからなんですけど、契約期間なんですけど、平成 28 年から令和 18 年となったら 20 年間となるんですけれど。
係	長	すいません。これも間違えてますね。令和 8 年ですね、すいません。
●●	委員	そうでしょうね。こっちが令和 8 年ですよ。10 年間ね。
係	長	はい。 平成 28 年から令和 8 年までの 10 年間、契約だったんですけれども、 手が回らなくなったんで合意解約させていただきということで。 これ、どこのところなんかね。 場所はちょっと見てなかったんですけれども。 今、確か、崩しようところがあつたやないですかハウスを、あそこやったと思います。 あれブロッコリーハウスですよ。 あれ●●が借りてしよったんですよ。植えて 3 年目からやめたき。一応契約は続いているんで。 ブロッコリーじゃなくてアスパラ。 では、他ないですか。 すいません。今日は 2 か所も。 良いですかね。 それでは、その他に入ります。 その他で、地域計画策定に向けた各地区の現状、課題等に関する意見の聴取について、農林振興課、●●より説明をおねがいたします。 すいません。農林振興課の伏見です。よろしくお願いします。 それでは、地域計画について説明させていただきます。 これまでは地域農業の将来を示していた人・農地プランから地域計画に名称が変わり、10 年後に目指す農地利用の姿を地図で示す目標地図をあらたに作成することとなりました。作成するにあたり、農業委員さんの協力のもと、10 か所の集落座談会を開催し、みなさんの意見を伺ってきました。ご協力ありがとうございました。 今回の意見聴取は、農業経営基盤促進法の第 19 条第 6 項に、市町村は地域計画を定めるときには、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区やその他の機関の意見を聞かなくてはならないという規定があり、今回行わせてもらうものです。 今回、皆さんにも一緒にお送りしていた地域計画の案はですね、2 月 21 日に地域計画検討会を開催して、一応承認をいただきます。検討委員さんには、農業委員さんでもある●●委員とか●●委員とか、●●委員さんとか、●●委員さん、●●委員さんが
議	長	
係	長	
●●	委員	
議	長	
係	長	
議	長	
農林振興課		

メンバーで入って、検討して貰ってます。

それでは、今回作成した地域計画、案について説明させていただきます。

地域計画も、人・農地プランと同じく、大字毎の4か所の地域計画を作成してます。そして目標地図はさすがに4地区ではまとまらなかったなので、集落ごとに作成してます。目標地図は農業委員会が、農業委員会サポートシステムで作成してくれています。

目標地図は、安真木は、木城と、荒平・黒木、安宅がちょっと大きかったので安宅の下、と上、上真崎・下真崎の5枚です。

池尻と田原は1枚ずつで、川崎は、米田、太田・永井、東川の3枚になってます。

地域計画の、案の内容に入っていきたいと思います。

地域計画の案を、ちょっと見ていただきたいんですけど、

1のカッコ1、地域計画の区域の状況ていうところの面積が入っているんですけど、これは座談会とか、個別にお話をさせてもらって、目標地図に位置付けますという事でご回答いただいていた方の面積を、積み上げていったものになります。

1のカッコ2、地域農業の現状および課題というところは、人・農地プランの時のものに、今回、座談会の時にお話しや意見が出たものを加えています。

カッコ3、地域における農業の将来のあり方と言う所も座談会のときに出的意見を記載しています。

その後の、2とか3とかは座談会の時に案を載せさせてもらっていたんですけども、別段意見がなかったなのでそのまま記載しています。

2ページ目の真ん中ぐらいにですね、任意記載事項と言う所があると思うんですけど、これのマル1の鳥獣被害防止対策に全部の地区でチェックしているんですけど、これは今後、鳥獣の補助金をもらうときは、この地域計画に記載していないと、ちょっとポイントが下がるという事でしたので、すべての地区に記載させてもらってます。

次に、4の地域内の農業を担う者の一覧のところなんですけども、ここに記載されてる方は、目標地図に載ってる方と一致します。

この地域計画や目標地図は、公告、張り出されたり、ホームページにも掲載されるので、個人情報関係で、個人名ではなく番号で記載させてもらってます。

以上で、地域計画について説明を終わります。

今後の策定までのスケジュールなんですけど、今回、農業委員会と中間管理機構、農協に意見を伺っているんですけど、意見が集まり次第ですね、この案を公告して2週間、縦覧といって、見てもらって3月末の公告、またホームページにも掲載するようになります。

来年度以降の地域計画の変更にに関してなんですけど、今後、中間

管理機構を通じての利用権を設定するときは、地域計画に載せる必要がありますので、毎年、おそらく、ちょっとずつ変更があつてくると思いますので、座談会の時にお話をしたとおり、この間みたいな大きな座談会ではなく、今後は小さな座談会といいますか、当事者とか、近隣の土地の所有者とか、水利組合とか、地域の農業委員さんに集まっていだいて小さな座談会を開催して載せていくつていうことで、10か所全ての座談会です承をいただきましたので、今後も、委員さんの皆様にはご協力いただく様になると思いますのでよろしくお願いします。

毎年、5月と11月と利用権の設定があると思いますけど、その2つが終わった11月以降にまとめてその年の分は対応していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

議長

農林振興課●●より説明がありましたけども、ご質問等はありませんか。

●● 議員

これ、あれやろ、全国的に30パーセント達してなかる。計画的にちゃんとあがったところは。他の市町村は全部、全国通してね。確か30パーセントぐらいやなかったかな。完全に出来上がったところは。

農林振興課

全地域という事ですか。

●● 委員

そのくらいしか出来てないき。ちょっと国の方も大変やと思うけど。後、出来ん地区もあるんよね。結局これ、いっても100パーセントはならんと思う。

結局これ、メインにしちようとは国の政策としては結局、大農家を育てるという事でこれしよんやきたい、例えて言えば川崎の場合、もうバラバラやろ。ちょっと、これに達成できるという事は無理と思う。今までずっとみてきたきね。そういうふうにいるろはいってくるきわかるけど、そこんところはね。

その時にね、川崎の場合は田川市町村でも最低やろ、あれが、認定農業者の数が。そこんところは、もうちょっと考えな、結局これをしてよけ作っても、認定農業者じゃないと補助金がでらんとよね。なんにしても、もの建てるにしてもまったくでらんたい。その所のらは考えてやらんといけんと思う。仮にあの●●さんでもねハウス建てようとしよったけど、やっぱ、今部会が出来たけどそれに入ってしようけどたい。そこんところはね、主に認定農業者やきたい。そこは考えてせな。してもこれは達成せんと思うけど。出来るだけよそに負けんぐらいの人数を増やさな、状況を見たら最低やきたい。そこんところは考えていったらいいと思うよ。

●● 委員

政府自体の考えが間違っちよう。

農業をするもんに、年間所得を保証するような制度をつくらな、百姓をするようなもんはおらんとよ。それを考えてせんと機械が高いきね。政府自体が、極端に言えば年間350万とか、400万とか保証しますよと。補償金をやって、後、いる機械は補助し

	てあげますよとか言って、農業者を育てること自体をせんと、農業は衰退するばかりと思うよ。そこ基準、政府の考えが間違えていると思う。
●● 委員	ちょっといいですか。話がまた横にそれちょう。
	それと、この色分けしてるのは所有者と1対1でしちょうとですか。地図の色分け。
係 長	この地図は農業委員会、私が作りましたけども、池尻の地図とか見てもらったら分かるように、青と赤しか無いんですけども、これは農地を作っている人、担い手さんがこの農地を作ってますよというふうな、かたちになってます。名前がちょっと出せないんで。
農林振興課	4番の1と2、この地図の1と2は一致してます。
●● 委員	それで意味が分かった。これ、微妙に分りにくいところがある、色がね。
	それとまた、字の間違いなんですけど、防護柵の柵が違うんですよ。侵入防止柵。
農林振興課	すいません。
●● 委員	公文書やからね。
農林振興課	ありがとうございます。
	案が出る前に気づいていただいて、ありがとうございます。
●● 委員	川崎町の恥になるきね。
●● 委員	ちょっといいですか。
	質問していい。地域計画案ていうのは、なんですか。
	地域計画案て書いてあるけど。
	これは俺全然意味が分からんけど。
	ちょっと簡単にわかりやすく。いろいろここに書きちょうけど。
	これは何を言おうとしよう訳。
農林振興課	地域の農業が、今後どうしていくべきかというのを、これで課題とか、現在どういったのをつくって、今後どうしていきたいのかを示して。
●● 委員	一番大事なのはね。うちの例で言ったら、私は家に3人おるんよ男が。みんな独身なんよ。ということは、大阪にも一人おるけど、帰って来んと思うんよね。帰って来るの望んじょうけど。この3人が結婚せんかったら、うちも絶えるわけ。その絶えるところに計画とかいったら、どうしようもないねっち。
	よく、独身の男と、独身の女性が集まってたい、なんか結婚できる様に。そうせんと、人間がおらん事なるよ。もううちの下の家も大きな家やけども、おくさんがひとりよね。もう旦那さんが亡くなって、こどもがおらんき。そうやってみたら、
	地域計画って、とにかく人間を増やさないかんと思う。
	農地より大事なんは、やっぱり人なんよね。人。
	なんでもいいんよ、結婚したら。
	昔はそうやが、うちの親父とおふくろやらも、見合いはしたけどね、なんか眼鏡した人がおったち。その人、誰かち思うたら俺が

●● 委員

たおやじの姉さんの、旦那さんやったち。うちのおふくろは18ぐらいで結婚してるんやけどね。

いいですか。また話が逸れようもんで。

農林振興課

地域計画は、もとをただせば、現状の土地がどう利用されとって、今後その土地の所有者がどういう意向を持っているかを確認して、その上で色分け、グループをつくって、その土地を誰かに委ねるなり、集約するというこで、いま基礎資料を作っているという段階ですね。

そうです。実際これ目標地図なんですけど、10年後を本来は示さないといけないんですけど、まだそこまで出来てないので、今一旦は、いま作ってる、いま利用権を設定しているのを色をつけて、今後どうしていくかっていうのを見易くして、話し合いしやすいようにお示しして、今後また座談会とかを重ねていって、もし、ここはもうやめようかと思っているけど、誰かいませんかとかそういう話しやすい地図として示している段階ですね。

●● 委員

この前の、福岡であった研修会の時にこの話がありよかったですね。全国的に見ても、ほとんど進行しとらんという様な感じらしいんですよ。どこも人口も減っていつているし。土地もね、うまく相続されてなくて、かなり難航している。おまけに中山間地域やからといって今後利用するのも難しいし。大変でしょうけど、頑張ってください。

農林振興課
議 長
●● 委員

ありがとうございます。

他にいいですか。この地域計画。

地域計画なんやけど。これどっちにしても、中間管理機構もかむきね。それに対して5ヘクタールでも基盤整備が出来るようになるんよ。今までは10町歩からやったけど。5町歩からでも出来るようになるきね。土地を調べて基盤整備できる地域においてはね相談していくべきじゃないかな。まして、担い手もおらんとにね、狭いところを作れって言っても誰も作らん。みんな離れていきようきたい。それがもう一町にするなり地元と話して。後継者つくるとも大事やろうけど。農地がどんどん荒れてしまうというか。作りやすくするために、全体的に最低でも5町歩からになってきようからね。それを利用するとか、そういう方向でもっていくごと。川崎町とか、筑豊地区は地区的にダメやきたい。今もう大々的にやりようのは福智町とか基盤整備がしようきね。

議 長

ほかいいですか。

地域計画については、いろいろお話を聞いておりますが、最終的に、この大きな目的は何かというと、やはり農家の担い手の育成と、それから土地の集約化というのがひとつの大きな目的であったとおもいます。それから、先ほど●●委員が言いよったように、当町の農地が、非常に基盤整備が遅れておるといのが現状でございます。そういうなかで、町に働きかけて、町独自でも基盤整備をしていただきたいという様なことが出来ればいいんじゃないかなというふうに、私自身は思いますけれども。まずは、担

い手がおらないというのが、川崎町の農業としてはおおきなマイナス点ではないかなと思います。

そう言う事で皆さんの中で、若手で農業に関心がある、担い手になっていくようなかたちのもので進めていきたいというふうに思っております。そういうことで、地域計画についてはいろいろ難しい面はあるかとは思いますが、皆さん方の協力のほどをお願いしたいというふうに思います。それでいいですかね。

ではあの、今伏見さんから地域計画についてありましたけれども、農業委員会としては意見聴取については、意見はありませんと。地域計画の見直しにあたっては、担い手の農地集約集積がはかどるように進めていきたいという様な回答をいたしますので、よろしくお願いしたいというふうに思っております。

他に何かありませんか。

係 長

はい。

事務局の方から、2点ほどお願いがあります。

まず1点目がですね。皆さんのお手元にお配りしております、令和7年度定例総会日程になります。6月9月10月は農繁期のため、19時からの開催となっております。8月は農地パトロールの関係で朝9時からの開催となっております。よろしくお願いいたします。

次に2点目です。活動報告書の提出が無いかたがいます。3月末までに、活動報告書の方をなんとか出していただければと思いますので、また、うちの方から連絡させていただくことがあるかと思しますのでよろしくお願いしときます。以上です。

議 長

ほか、ございませんか。

ないようですので、本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は4月10日13時30分から開催いたします。

時間を間違いないようお願いしたいと思います。

以上を持ちまして川崎町農業委員会3月総会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

閉会 14時20分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 _____.

●●番委員 _____.

議 長 _____.